（認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行った農地についての相続税の課税の特例を受けるための記載事項）

第二十三条の八の五　施行令第四十条の七の五第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第四十条の七の五第四項の書類を提出する者の氏名及び住所又は居所

二　貸付都市農地等の所在、地番、地目及び面積

三　認定都市農地貸付け等を行った年月日（当該認定都市農地貸付け等が法第七十条の六の四第二項第三号ロに掲げる貸付けである場合には、同号ロに規定する貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日）

四　貸付都市農地等に係る被相続人の氏名及びその死亡の時における住所又は居所並びに当該被相続人から相続又は遺贈により当該貸付都市農地等の取得（法第七十条の五第一項の規定により相続又は遺贈により取得したとみなされる場合の取得を含む。）をした年月日

五　その他参考となるべき事項

附　則

この省令は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）の施行の日（平成三十年九月一日）から施行する。

○厚生労働省農林水産省令第二号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）の施行に伴い、及び独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）第十二条の二第一号チ(1)の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令（平成十三年厚生労働省農林水産省令第四号）第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（昭和四十五年厚生省農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（農地等その他の農業資源を公衆の保健の用に供するための施設） **第三十五条の二十六**　令第十二条の二第一号チ(1)の主務省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　前号に掲げるもののほか、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）第二条第二項に規定する特定農地貸付け又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第十条に規定する特定都市農地貸付けの用に供される農地（当該農地に附帯して設置される当該農地の管理又は運営上必要な施設を含む。）	（農地等その他の農業資源を公衆の保健の用に供するための施設） **第三十五条の二十六**　令第十二条の二第一号チ(1)の主務省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　前号に掲げるもののほか、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）第二条第二項に規定する特定農地貸付けの用に供される農地（当該農地に附帯して設置される当該農地の管理又は運営上必要な施設を含む。）

附　則

この省令は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）の施行の日（平成三十年九月一日）から施行する。

○農林水産省令第五十四号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第四条第一項、第二項第六号及び第三項第一号、第五条、第六条第一項、第七条第二項、第八条第三項、第十条第二号ハ並びに第十一条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）第三条第二項第五号並びに都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令（平成三十年政令第二百三十四号）第二条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令（平成元年政令第二百五十八号）第四条第一項の規定に基づき、並びに都市農地の貸借の円滑化に関する法律を実施するため、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則を次のように定める。

平成三十年八月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則

（事業計画の認定の申請）

第一条　都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者は、次条各号に掲げる事項を記載した申請書を同項に規定する市町村長（以下単に「市町村長」という。）に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　認定を受けようとする者が法人（地方公共団体を除く。次条第一項第六号、第四条第一項第四号ハ及び同条第二項第一号において同じ。）である場合には、その定款又は寄附行為の写し

二　認定を受けようとする者が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人（次号及び次条第一項第三号において単に「農地所有適格法人」という。）であって農事組合法人又は株式会社である場合には、その組合員名簿又は株主名簿の写し